



立入禁止区域

南信一 1

| 凡 例 | | |
|-----|--|--------------------|
| | 立入禁止区域 | 備考 |
| 1 | 森林管理区保護区・特別区 | 通過 |
| 2 | レクリエーションの目的、協定の目的、内用村野営、警備隊が立入禁止とする場所 | 通過 |
| 3 | 標高(20m、影響物、中位等) 橋本(森林管理、遊歩、登山、林道等) 標高(20m) (中位調査、遊歩、登山等) 遊歩(中位調査、遊歩) | R6.4.1 R6.11.14 |
| 4 | 地方自治体等が有害鳥獣駆除等事業を実施するなどの目的で立入を制限する区域 | 通過 |

※その他、地域の維持管理作業が計画されています。
事業を実施している際は、十分に注意してください。
※有害鳥獣駆除、害虫防除等での立入禁止区域で作業を行う場合は、
当該森林管理区等への届出が必要です。